

コメ新市場開拓等促進事業のご案内

(予算額：140億円)

事業概要

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等**に取り組む農業者の皆様を支援します。

支援内容等

【対象者】

水田（水田活用の直接支払交付金の対象水田）において対象作物を生産する販売農家・集落営農

【対象作物・単価】

作物毎に定める低コスト生産等（P8-9）の取組面積に応じて、以下の単価で支援します。

対象作物（令和8年産 基幹作）	単価
新市場開拓用米	4万円／10a ※1
加工用米	3万円／10a ※1
米粉用米	9万円／10a ※1
酒造好適米 ※3	取組年数に応じて ※2 最大 3万円／10a

※1 県が多収品種と判断する品種等を作付けする場合、0.5万円／10aを加算（多収品種加算）します。

※2 取組年数に応じて「1年あたり1万円／10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。

※3 酒造好適米支援については、別紙（P11）を参照。



【主な要件・留意事項】

- ① 令和8年度産の基幹作が対象です。
- ② 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ③ 本事業で支援を受けた水田の面積については、令和8年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円／10a、米粉用米：5.5万円～10.5万／10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円／10a）の対象面積から除きます。
- ④ 本事業は、農業経営基盤強化準備金制度の対象です。



品目毎に確実に実施する取組を3つ以上選択してください。

多収品種加算を受ける場合には、「⑬多収品種等の導入」を含めて合計4つの取組（「多収品種の導入」+3つの取組）を選択してください。



▽ 新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米（共通）

取組メニュー	取組内容・取組基準
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 <ul style="list-style-type: none"> 育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 <ul style="list-style-type: none"> 疎植に対応した田植機を使用し苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株／坪（15.2株／m²）以下とすること
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 <ul style="list-style-type: none"> 慣行栽培（乾糲100～150g（催芽糲125～187g）より育苗密度が高くなるよう、乾糲250～300g（催芽糲312～375g）を播種・育苗し高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60°Cの温湯に種糲を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 <ul style="list-style-type: none"> 無代掻き移植栽培＊1、乳苗移植栽培＊2のいづれかに取り組む * 1：耕転碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する * 2：葉齢が2葉未満の苗（乳苗、育苗日数は7～10日程度）を移植する
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。 必ずしも新市場開拓米、加工用米又は米粉用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない
⑧土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壤診断等に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用 <ul style="list-style-type: none"> pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壤改良資材を施用すること

取組メニュー	取組内容・取組基準
⑨効率的な施肥	<p>流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流し込み施肥＊1、育苗箱全量施肥＊2、側条施肥＊3のいずれかに取り組むこと * 1：水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む * 2：苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する * 3：側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する
⑩効率的な農薬処理	<p>播種時同時処理、田植え同時処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種時同時処理＊1、田植え同時処理＊2のいずれかに取組 * 1：専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する * 2：専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する
⑪化学肥料の使用量削減	<p>堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること
⑫化学農薬の使用量削減	<p>総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること
⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入	<p>以下のいずれかの品種の作付け</p> <p>①多収品種（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定する多収品種 ・地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、県が多収品種と判断する品種 <p>②高温耐性品種（全品目）</p> <p>都道府県において、高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種であり、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入されたものであると都道府県が判断する品種</p> <p>③米粉用米パン・麺専用品種（米粉用米）</p> <p>「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定されている米粉用向け専用品種</p>
⑭農業機械の共同利用	<p>地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑮スマート農業機器の活用	<p>ローンや水管理システム等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器、システムを使用すること
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	<p>ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期中干し（地域の慣行日数に対して7日間以上延長）、秋耕のいずれかに取り組むこと
⑰ほ場への炭素貯留	<p>ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培のいずれかに取り組むこと

Q1 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

- **令和8年2月20日（金）までに**、低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した取組計画書を提出していただきます。
- 取組計画書は、各JA・水田協議会にあります。また、農林水産省及び東近江市ホームページから様式をダウンロードできます。
- 提出先 ①JAとの契約を含む申請 ⇒ 下記（お問合せ先）の各JA営農担当窓口
②JA以外との契約による申請 ⇒ 東近江市水田農業活性化協議会
- ※②の申請には、農業者と実需者の契約書又は計画書の写しが必要です。**

Q2 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

- 調査要望の開始日（**令和8年1月7日**）以降の**令和8年産（基幹作）の取組**が対象となります。

Q3 低コスト生産等の取組を行った根拠書類として、どのようなものが必要ですか？

- 取組を講じたことがわかる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該取組に用いた資材の入手状況のわかる資料（購入伝票等）が必要です。また、これらの根拠書類で取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等が特定できることが必要です。

その他

- 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様に**支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したもの**です。
(令和8年1月14日時点の農林水産省の資料を基に作成しています。)
- 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内**で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される交付金です。

【お問合せ先】

JAグリーン近江	東近江中央営農振興センター	☎ 0748-22-6620
	南部配送センター	☎ 0748-27-1201
	東近江湖辺営農振興センター	☎ 0748-42-2133
	大中の湖営農振興センター	☎ 0748-46-3100
JA湖東		☎ 0749-45-1111
JA滋賀蒲生町		☎ 0748-55-1317
JA東能登川		☎ 0748-42-1345
東近江市水田農業活性化協議会		☎ 0748-56-1412